

議案第 82 号

箱根町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

箱根町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 12 日

箱根町議会議員 石川 栄
〃 川端 祥介
〃 遠藤 秀則

(提案理由)

箱根町議会基本条例(平成 25 年箱根町条例第 10 号)に掲げる「町民に開かれた議会」の実現へ向け、箱根町議会会議規則(昭和 62 年箱根町議会規則第 1 号)に規定されている携帯品の制限事項等を緩和するとともに、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として広報広聴委員会を設置するため、本規則案を提出するものである。

箱根町議会会議規則の一部を改正する規則

箱根町議会会議規則（昭和 62 年会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 103 条中「、写真機及び録音機」を削る。

第 107 条を次のように改める。

（電子機器等の利用制限）

第 107 条 何人も、会議中に電子機器又は書籍等を持ち込んで利用する場合は、当該会議の目的以外に使用してはならない。

第 17 章を次のように改める。

第 17 章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第 126 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	町政に関する重要な事件及び議会の運営に関する事項について協議、調整等を行うため。	全議員	議長
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項について、協議、調整等を行うため。	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会の委員長

2 前項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他協議等の場に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。